

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月二十五日
火 曜 日
第二千二百七十三号

主 要 目 次

- ◇規則 知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則の一部改正
- ◇告示 医療法に基く吏員の身分を示す証票交付
公有水面埋立竣功期限の伸長許可

規 則

知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十六号

知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則の一部を

改正する規則

知事ノ管掌ニ係ル恩給給与細則(大正十二年十二月鳥

取県令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項及び第三項並びに第二條ノ二を削り、第一條の次に次の三條を加える。

第二條 年金タル恩給ハ県内ニ居住スル受給者ニ対シテハ居住地ヲ管轄スル地方事務所(鳥取市ニ居住スル受給者ニ対シテハ岩美地方事務所、米子市ニ居住スル受給者ニ対シテハ西伯地方事務所)ニ於テ、県外ニ居住スル受給者ニ対シテハ当庁ニ於テ支給ス。

第二條ノ二 年金タル恩給ハ当該支給期月ノ十五日ヨリ之ヲ支給ス但其ノ日休日又ハ日曜日ニ当ルトキハ其ノ前日ニ於テ其ノ日ニ直近ノ休日又ハ日曜日ニ非ラサル日トス。

恩給ヲ受クルノ権利消滅シタル場合又ハ年金タル恩給ノ支給ヲ廃止セラレタル場合ニ於ケル其ノ期ノ分ニ付

テハ前項ノ支給開始期日ニ拘ハラズ之ヲ支給ス。
第二條ノ三 年金タル恩給ノ支給ヲ受ケムトスル受給者
ハ第十五号書式ノ仕訳書ヲ作製シ之ヲ支給期月ノ五日

迄ニ支給庁ニ提出スベシ 但受給者前條第一項ノ支給
開始期日ニ支給庁ニ出頭シ恩給証書ヲ呈示シテ支給ヲ
受クルトキハ此ノ限ニ在ラス。

前項但書ノ規定ニ依リ支給ヲ受ケムトスル受給者ハ予
メ其ノ旨ヲ支給庁ニ届出スヘシ。

第三條ノ二第一項中「(郵便切手十四錢)」を削る。

第十五号書式中 「右受給権アルコトヲ証明ス
年 月 日 市町村長 氏 名 印」を
削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五百六十一号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五條の規

定による当該官吏若しくは吏員の身分を示す証票を次の
者に交付した。

昭和二十六年十二月二十五日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 第一号 鳥取県事務吏員 高 田 勇
- 第二号 〃 浜 谷 昂
- 第七号 〃 前 島 節 藏
- 第九号 鳥取県技術吏員 原 満 津 子
- 第一号 〃 森 崎 英 夫

◇鳥取縣告示第五百六十二号

次のように公有水面埋立竣功期限の伸長について許可した
昭和二十六年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、埋立の場所 東伯郡東郷松崎町大字引地字杭
ノ和田四〇ノ二、四〇ノ三、四〇、
五九地先東郷池公有水面四反二畝
六歩

一、埋立竣功伸長期限 昭和二十九年十二月三十一日ま

に

一、出願人 東伯郡東郷松崎町四六八番地

松 田 昌 造